

CNS 無線ルータサービスに関する利用規約

株式会社ケーブルネット鈴鹿(以下「CNS」といいます。) は、CNS が貸与する無線 LAN ブロードバンドルータ機器(以下「無線ルータ」といいます。) を利用した通信オプションサービス(以下「無線ルータサービス」といいます。) を「CNS無線ルータサービスに関する利用規約」(以下「本利用規約」といいます。) に基づき提供します。

第1条 (提供の開始)

無線ルータサービスは、「CNS インターネット接続サービス契約約款」に基づく加入者または「CNS ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」に基づく契約者が、「CNS インターネット接続サービス料金表」および本利用規約の内容を了承した上で CNS に対して無線ルータサービスの申込を行い、CNS が承諾したときに提供を行うものとします。

第2条 (無線ルータサービスの利用および課金)

無線ルータサービスの利用開始日は、無線ルータの設置工事完了日とします。課金の開始月は、工事完了日の属する月の翌月といたします。

第3条 (無線ルータサービスの解約および課金終了日)

無線ルータサービスの解約日は、無線ルータが CNS に返却された日(または指定業者による工事完了日)としますが、返却月の課金は行うものとし、日割りによる計算はしないものとします。

第4条 (最低利用期間)

無線ルータサービスの最低利用期間は利用料金の支払い開始日より 6 カ月とします。

第5条 (最低利用期間内の違約金)

最低利用期間内に無線ルータサービスの解約があった場合、違約金(6,000 円 (消費税別))を CNS が別途定める期日までに CNS が指定する方法によりお支払いいただきます。

第6条 (機器の利用、保管等)

1. 加入者は本利用規約の各条項および CNS の指示に従って無線ルータを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。
2. 加入者は、無線ルータの転貸、改造・改変、および申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。
3. 前項に違反した加入者の損害に対して、CNS は責任を負わないものとします。
4. 加入者は、無線ルータに故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を CNS に通知し、CNS の指示に従うものとします。
5. 加入者の責に帰すべき事由により無線ルータに故障、滅失、毀損等が生じたときは、CNS は加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

第7条 (免責事項)

1. 加入者による無線ルータの利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても CNS は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。
2. 無線ルータの交換、故障、滅失、毀損、不具合等、あらゆる原因により、正常に通信ができなかった場合の補償、及び直接・間接の損害に関して、CNS は一切の責任を負わないものとします。

第8条 (本利用規約の変更・廃止)

CNS は本利用規約を加入者へ予告なく変更することがあります。この場合、無線ルータサービスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。なお、本利用規約を変更する場合、CNS は CNS ホームページ上での広告を行うものとします。

第9条 (協議等)

1. 本利用規約に定めのない事項については CNS インターネット接続サービス規約約款を適用するものとします。
2. 加入者及び CNS は、本利用規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

2011年10月1日 制定

2018年4月1日 改定